

入札説明書

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所の令和5年度（繰越）西表野生生物保護センター建具改修等工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令及び沖縄奄美自然環境事務所入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年12月6日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所長 北橋 義明
沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階

3. 工事概要

(1) 工事名 令和5年度（繰越）西表野生生物保護センター建具改修等工事
（電子調達対象案件）

(2) 工事場所 沖縄県八重山郡竹富町字古見 地内

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月25日（火）まで

(5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う対象工事である。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記6.の担当部局に承諾願を提出すること。

(7) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する

「週休2日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

3) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。なお、降雨等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

週休2日を達成できなかった場合、週休2日制工事として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額する。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札までに環境省における令和5・6年度一般競争参加資格者で建築一式工事C又はD等級の認定を受けており、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 沖縄奄美自然環境事務所管内に建設業法に基づく建築一式工事の許可を受けた本店・支店及び営業所のいずれかを有すること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成21年度以降に元請けとして完成した建築一式工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有することし、建設共同企業体の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合のものに限る。環境省発注の工事に係るものにあつては評定点合計が65点未満のものは除く。

1) 国又は地方公共団体が発注した契約金額500万円以上の建築一式(改修を含む)工事であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

1) 主任技術者においては1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、一級建築士、二級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者、監理技術者においては1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2) 平成21年度以降に、元請けとして完成した下記に掲げる件を満たす工事の施工経験を有すること(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

① 国又は地方公共団体が発注した契約金額500万円以上の建築一式（改修を含む）工事であること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和2年12月25付け環境会発第2012255号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

・株式会社 m3那覇建築事務所

当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の1)又は2)に該当する者である。

- 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- 2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)から3)のいずれかに該当する者であること。

1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ① 親会社等と子会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

6. 担当部局

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所 総務課 調整係
電話：098-836-6400 FAX：098-836-6401
電子メール：nco-naha@env.go.jp

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間：電子調達システム及び郵送の提出は、令和6年12月6日（金）から令和6年12月16日（月）の9時00分から16時00分まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）ただし、最終日は12時00分まで。
- 2) 提出場所：6. 担当部局に同じ。
- 3) 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、持参又は郵送（書留郵便等）にて受付期間内必着で1部提出すること。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の同種の工事の施工実績及び下記2)の配置予定の技術者の同種の工事の経験と立場については、平成21年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種の工事の施工実績等」（別記様式2）に記載する工事、「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載する工事が環境省発注の工事である場合にあつては、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引き渡しが完了したことを証明する書類をもって65点とみなす。また、「主任（監理）技術者の資格・工事経験等」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡しが完了したことを証明する書類又は「工事实績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。評定点が、65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

1) 施工実績(別記様式2)(500万円以上の実績)

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

2) (配置予定の)主任(監理)技術者の資格・工事経験等(別記様式3)

- ① 4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかから専任で配置する4.(6)の基準を満たし4.(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(6)の基準を満たした技術者を配置すること。主任(監理)技術者は複数人(最大3人を限度・経常建設共同企業体にあつては、構成員に対して最大3人を限度)の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。

なお、配置予定者として4人以上の記載があつた場合は、配置予定者技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、経験年数が証明できる資料を添付すること。

- ② 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複により)を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書等を電子調達システムにより提出した場合であっても、申請書等の取下げは書面により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3) 契約書の写し

1)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

4) 社会保険等への加入状況確認

4.(11)について確認するため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書の写しを提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年12月17日(火)までに通知する。

(5) その他

- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
2) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に

無断で使用しない。

- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. 担当部局に同じ。
- 6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。
 - ① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下によること。
 - ・Microsoft Office Word（Word2010形式以下のもの）
 - ・Microsoft Office Excel（Excel2010形式以下のもの）
 - ・PDFファイル
 - ② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。

なお、電子メールにて提出するファイル容量は7MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が7MB以上となる場合は分割して送信し、環境省に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。

電子調達システムのデータ上限は10MB。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期限： 令和6年12月23日（月）16時00分。
 - 2) 提出場所： 6. 担当部局に同じ。
 - 3) 提出方法： 持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年12月30日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問（見積に関する質問も含む）

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - 1) 提出期間： 令和6年12月6日（金）から令和6年12月16日（月）まで。

持参する場合は、上記期間の9時00分から16時00分まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - 2) 提出場所： 6. 担当部局に同じ。
 - 3) 提出方法： 持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）。

電子メールの場合は受信連絡メールを必ず確認し、提出した際には、九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務総務課調整係に提出した旨を連絡すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、沖縄奄美自然環境事務所HPへの掲載にて回答とする。

1) 期 間： 令和6年12月6日（金）から令和6年12月17日（火）まで

10. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和6年12月24日（火）10時00分。

2) 紙による持参の場合は、令和6年12月23日（月）16時00分。

開札は、令和6年12月24日（火）10時00分。

(2) 場 所： 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号那覇第一地方合同庁舎 1階
九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所 会議室

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

紙入札方式の場合は、工事費内訳書とともに入札書を持参又は郵送等すること。

持参又は郵送等に当たっては、各々封緘を行った封筒を表封筒の中に入れ、封緘のうえ、表封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名及び「入札書・工事費内訳書在中」と記載するものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供（取扱官庁九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子調達システムにより提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）。様式は、自由とするが、その構成は公共建築工事内訳書標準書式による。

なお、科目別内訳書、細目別内訳書の添付されていない場合は、下記表1.(1)に該当するものとして、入札を無効とする場合がある。

公共建築工事内訳書標準書式URL

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_utiwakesyo_syosiki.htm

- (2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は分任支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- (3) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は自社等で待機すること。第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、

発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。紙による入札を行う場合には発注者から電話にて通知する。

なお、2回目の開札時に連絡のつかない入札参加者は、入札参加の意思がないものとみなし再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、7.(4)において参加資格「無」とした者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに沖縄奄美自然環境事務所入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

予令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

17. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日 国不建第130号 国土交通省）」によらなければならない。

19. 契約書作成

別冊工事契約書案により、契約書を作成するものとする。

20. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

- (1) 前金払 有

- (2) 中間前金払 有
- (3) 部分払 有

21. 火災保険付保の要否 要

22. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

23. 再苦情申立て

8. (2)の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は17. (2)の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

- 1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先： 6. 担当部局に同じ。
- 2) 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
(持参の場合は12時から13時までの間を除く。)
- 3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6. に同じ。

※政府調達に関する協定の対象となる工事については、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)(令和3年1月29日改正)に基づく政府調苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

24. 関連情報を入手するための照会窓口 6. 担当部局に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊縄奄美自然環境事務所入札心得及び別冊契約書案を熟読し、縄奄美自然環境事務所入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (3)2)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時30分まで稼働している。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683 (ナビダイヤル)
政府電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。
- (9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達システム、紙による持参が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (10) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (11) 提出された申請書及び資料が下記のいずれかに該当する場合は、原則その申請書及び資料を無効とする。
- ・ 申請書、資料の全部または一部が提出されていない場合
 - ・ 申請書、資料と無関係な書類である場合
 - ・ 他の工事の申請書、資料である場合
 - ・ 白紙である場合
 - ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・ 宛名に誤りがある場合
 - ・ 案件名に誤りがある場合
 - ・ 提出業者名に誤りがある場合
 - ・ 日付に誤りがある場合
 - ・ その他未提出または不備がある場合
- (12) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って行うこと。
- (13) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。
- (14) その他不明な点についての照会先
上記6. 担当部局に同じ

以上